

史跡小牧山

サクラ・モミジ植栽・保全管理ガイドライン

令和 7 年 3 月 31 日
小牧市教育委員会

目 次

I	ガイドライン策定の目的	1
II	植栽・保全管理に係る既存計画策定の経過	2
III	史跡小牧山における樹木の歴史	2
IV	今後の対応	5
V	史跡小牧山 サクラ・モミジ植栽・保全管理ガイドライン	5
VI	各エリアの植栽・保全管理ガイドライン	8
VII	総括	12

I ガイドライン策定の目的

史跡小牧山は、永禄6年（1563）に織田信長が小牧山城を築き、天正12年（1584）の小牧・長久手の合戦の際には、織田信雄・徳川家康連合軍により陣城とされるという歴史があり、昭和2年（1927）に国の史跡に指定された。その一方、付近一帯の市街地化が進む中、独立丘である小牧山は、小牧市の顔、ランドマークとしてシンボリックな存在となっており、季節の移ろいを感じる緑豊かな市民の憩いの場として親しまれている。古くから春はサクラ、秋はモミジの名所として知られており、「日本のさくら名所100選 別選さくら名所」にも選ばれている。

小牧山のサクラは、昭和34年の伊勢湾台風で小牧山の樹木が壊滅的な被害を受けた後、市民団体の手によって植樹が行われ一時は1,200本を数えるまでの隆盛をみせたが、現在ではそれらのサクラが老木化・病木化し年々数が減ってきているとともに、倒木や落枝の危険性が高まってきている状況にある。

これらの状況を解決するためには、危険木となったサクラやモミジの伐採を行うのと同時に、新植や補植などを行い、その数を維持していく必要があるが、小牧山は国指定史跡であり、サクラ等の新植や補植を行うには、史跡（遺構）に与える影響がないことが前提となる。

そのうえで、小牧山の保存・活用・整備についての最上位計画である『史跡小牧山保存活用計画』（以下、「保存活用計画」という。）および史跡小牧山の整備の方向性を示す『史跡小牧山整備基本計画』の基本方針に沿って、

- ① 史跡（遺構）を理解するうえで、時代的な背景に適合していること（土塁の上や曲輪の中央部など、城として使われていた時代には植えられないはずのない場所には植えないこと）
- ② 景観上の問題に配慮すること（地形が大きく変わってしまうような大規模な造成を行っての植樹は行わないこと）

などの考え方を踏まえ、計画的に行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、「保存活用計画」や『史跡小牧山整備基本計画』の下位計画としてサクラやモミジの植栽及び保全管理の基本原則及び指針を整理・再編したうえで、具体的な方法や候補となる場所などを検討し、ガイドラインとしてまとめることにより、長らく市民に親しまれてきたサクラやモミジなどの名所としての小牧山の価値の維持に向けて、今後、計画的に取り組んでいくこととする。

II 植栽・保全管理に係る既存計画策定の経過

小牧山の整備は、平成 11 年 3 月に策定した『史跡小牧山整備計画基本構想』（以下、「基本構想」という。）に基づいて行ってきた。

一方、小牧山における樹木の保全管理計画としては、「基本構想」をベースに平成 25 年 3 月に『小牧山樹木整備基本計画』を策定している。この計画では、小牧山の樹木管理の基本方針として定めた「樹木を守る」「史跡を守る」「魅力を高める」に基づき小牧山を 5 つのゾーンに分け、ゾーンごとに管理方針を定めている。この中で特に管理道や五段坂を「園路修景エリア」とし、サクラやモミジを中心とした樹木の更新を行うことで、四季の変化を感じさせる道に更新し、小牧山の新たな魅力づくりを行っていくこととした。

しかし、平成 29 年度に、小牧山城大手道沿いの樹木を伐採し、エドヒガンザクラやイロハモミジ等の苗木を無許可で 70 本補植するという事案が発生した（補植した 70 本はその後史跡地外へ移植し、現状復旧済）。

令和 2 年 3 月に「保存活用計画」を新たに策定したことから、令和 4 年 3 月に「保存活用計画」との整合性を図るため、「基本構想」の改訂版である『史跡小牧山整備基本計画』を策定した。その際、『小牧山樹木整備基本計画』の一部を『史跡小牧山整備基本計画』に取り込み、新たに「緑地計画」「植栽計画」として基本的な樹木の保全管理・植栽の基本方針を定めた。

III 史跡小牧山における樹木の歴史

1. 歴史

1) 織豊期

永禄 6 年（1563）、織田信長は小牧山に城を築き、居城と町を清須から移転させた。また、天正 12 年（1584）に小牧・長久手の合戦が勃発した際には、織田信雄・徳川家康の連合軍は信長が築いた小牧山城に大規模な改修を加え陣城とした。

このように、織豊期には小牧山は城として使われており、同時代の小牧山の植生を示す史料は遺存していないが、樹木はほとんど伐採されていたものと考えられる。

なお『紹巴富士見道記』には、永禄 10 年（1567）、京都の連歌師里村紹巴が小牧山城下町で連歌百韻を催したとされ、その際「朝戸明の麓ハ柳さくらかな」と発句したことが記されている。この句から、小牧山の麓には

サクラが植えられていた可能性が推測される。

2) 江戸期

江戸期に入ると小牧山は尾張藩領となり、徳川家にとっての「御勝利御開運の御陣跡」として大切に保護された。小牧山は代々小牧村の庄屋を務めた江崎氏により管理され、山麓に柵を巡らせ、一般の入山を禁止した。

江戸期後期には小牧山を竹材の産出地として利用しており、天保6年(1835)尾張藩江戸屋敷の普請用に竹3万本を、翌年市ヶ谷の下屋敷が火災にあったときに竹材を船で江戸まで送っている。また、天保12年に描かれたとされる『間々村絵図』では、小牧山内に松や竹が描かれている。その他の史料として『寛文村々覚書』では「小牧山古城跡松山」、『張州府志』では「松檜繁茂」と記載されている。

これらのことから、江戸期の小牧山の植生は、松や竹を中心としたものであることがうかがい知れる。

3) 明治期・大正期・昭和期

明治2年(1869)の版籍奉還により小牧山は官有地となり、同5年には民間に払い下げられたが、翌年には愛知県の所有となり、県立「小牧公園」として一般公開された。

明治20年には、丹羽郡媒氏が県知事勝間田稔に対し、「桜樹100本、楓樹100本を小牧公園に献木」を出頭し、県知事が許可を出している。明治21年には、当時の県知事の発案により小牧山山頂西側の曲輪に迎賓施設として創垂館が建設された。

明治23年には小牧山は再び尾張徳川家の所有となり、番人を置き一般公開を停止した。

大正元年(1912)には大暴風により、小牧山の巨木に被害が出たとされている。

昭和2年(1927)10月26日、小牧山は国の史跡に指定され、尾張徳川家は再び一般に開放し、管理を小牧町(当時)に任せた。

昭和元年刊行の『小牧町史』には、「山中の風趣に至っては、桜樹幾百株満緑叢中に其妍美を競い、歴乱として雲の如く、春の観花は座ごとに酒興を授け(中略)秋は紅葉を賞して酒を暖め」とあり、この頃すでに小牧山はサクラやモミジの名所であったことがうかがえる。また、毎年4月の小

牧神明社の春の祭りの翌日は、「やまおろし」として一升瓶をかつぎ小牧山に出かけ、サクラの下で宴会をしたとされる。

しかしながら、戦時中の樹木の伐採や昭和 34 年の伊勢湾台風の影響により、小牧山の中腹から頂上にかけての大木が壊滅状態に近いほどの被害を受け、小牧山のサクラの本数も大幅に減少した。

小牧山をサクラの名所として復活させようとする気運が高まったのが、昭和 38 年頃からである。翌年 4 月には小牧山に多くのサクラを植え、約 300 種とみられるサクラの種の保存の場にしようと「小牧さくらの会」が発足し、これまでに小牧山内に約 1,200 本の植栽を実施している。しかしながら、現状は小牧山が自然山のためサクラの苗が根付かず枯死消滅した苗も多くみられ、平成 25 年の時点では、小牧山のサクラは約 500 本まで減少している状況である。

現在はサクラの咲く時期になると「小牧山さくらまつり」が開催される。さくらまつりは、古くから市民がここで行っていた花見を市が引き継ぐ形で実施されるようになったものであり、毎年大いに賑わいをみせている。

2. 現在の状況

明治期以降、小牧山はサクラの名所として親しまれてきたが、老木化・病木化により年々サクラの本数は減少している。

小牧山内のサクラについては、平成 24 年度に当時の小牧山の樹木等の維持管理を所管していた、都市建設部みどり公園課（現都市政策部）において、全山ではないが園路や広場、休憩所沿いの調査を行っており、モミジではイロハモミジは 49 本、サクラではソメイヨシノが 453 本、ヤマザクラ等その他のサクラは 19 本の計 472 本を確認している。

近年、サクラの倒木や落枝が頻繁に発生するようになったことから、桜の馬場周辺のソメイヨシノの保全に向け、令和 6 年度に「史跡小牧山桜の馬場等樹木診断委託」を行い、樹木医による樹木の診断等の調査を実施した。診断の結果として、調査範囲内にあるソメイヨシノ 78 本のうち、健全木は 0 本、要観察・処置 40 本、伐採 38 本という結果であった。

かつて数千本あったといわれているサクラが、令和 6 年度現在では推測ではあるが約 400 本程度まで減少していることから、老木化・病木化への対応を行うとともに、現状の個体数の維持を図っていく必要がある。

IV 今後の対応

明治期以降親しまれてきたサクラやモミジの維持を図るため、「保存活用計画」や『史跡小牧山整備基本計画』といった計画に基づき、小牧山におけるサクラやモミジの植栽・保全管理の基本原則及び指針を整理・再編したうえで、それに基づき具体的な日常管理をはじめとする植栽などの保全管理方法について定めることとする。さらに、このガイドラインに基づき、今後植栽・保全管理を行っていくために、上位計画で定めた土地利用計画と整備計画に示す各ゾーン、エリアごとの考え方を整理することとする。

V 史跡小牧山 サクラ・モミジ植栽・保全管理ガイドライン

(1) 保全管理主体

史跡小牧山のサクラやモミジ（以下、景観樹木という。）に関する保全管理は、小牧市教育委員会事務局小牧山課が主体となって実施する。

(2) 植栽の種別・内容

新植：これまで植栽を行っていない場所に新たに植えること

補植：既存樹木を伐採した後に、その付近に新たに植えること

※伐採後に除根を行い、同位置に植え替えることは行わない

更新：既存樹木の維持管理を行いつつ、根付近からの「ひこばえ」を促すなどして、世代更新を図ること

(3) 景観樹木の植栽・保全管理方針

小牧山内における景観樹木の植栽・保全管理の基本原則および具体的な指針を、「保存活用計画」及び『史跡小牧山整備基本計画』を基に整理・再編し以下に示す。

基本原則	具体的な指針
① 遺構の保護に悪影響を及ぼす樹木等は原則として伐採する	・ 史跡としての本質的価値を構成する要素である虎口や土塁、石垣などの遺構上に根を下ろしている樹木は原則として伐採する。石垣については、最上部の石（整備により積んだ石の場合も含む）及び根石から3 m以内の樹木は伐採または剪定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後の除根は遺構を大きく損傷させる恐れがあるため、原則行わない。
② 史跡としての機能や市民の憩いの場としての機能の維持・向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・整備済の場所等、植栽時の計画理念が認められている場所や、もともと景観樹木が植栽されていたが、枯死等により伐採された箇所で、上記①に該当しない場合は新植・補植を行うことができる。 ・小牧山における史跡整備では、織豊期の遺構を復元整備しており、江戸期後期の園芸種であるソメイヨシノは景観としてふさわしくないため、復元整備にあたっては、史跡の一体性という観点から、整備済の場所で植栽した、ヤマザクラやシダレザクラ等の在来種を新植する。ただし、整備後も存置するソメイヨシノについては、更新（維持）のみを行う。 ・上記①に該当せず、当面史跡整備を行う計画の無い場所については、事前の発掘調査等による遺構面の確認、盛土を行うなどしたうえであれば、ジンダイアケボノ等の園芸種の植栽も可能とする。
③ 史跡内からの眺望、史跡外からの景観の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木を新植または補植を行う場合は、史跡内からの眺望に影響しない場所、史跡外からの景観に配慮した場所を選定する。 ・眺望等に支障をきたす樹木は、幹の切下げによる高さ調整や枝抜き等の剪定を行う。
④ 史跡来訪者等の安全を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・園路や施設、周辺の住宅や道路側に向かって傾いている樹木や枯損木、病木等の危険木は、来訪者等の安全性確保のため伐採や枝の剪定を行う。 ・日常管理により危険木の早期発見に努め、発見した場合には適切に対応する。 ・倒木等により根返りを起こした樹木については、必要に応じて除根を行う。

（４）具体的な植栽・保全管理方法

景観樹木の植栽・保全管理の具体的な指針に基づく保全管理方法を以下に示す。

保全管理項目	方法
① 日常管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的また大雨や台風等の後には、園路や曲輪等を巡回し、倒木や落枝の危険がないか目視により確認する。 ・ 上への成長ではなく、横への成長を促す剪定を行うことで、根が地中深くに伸びることで遺構を損傷することを防ぐとともに、史跡の景観を阻害しないようにする。 ・ 剪定や切除は適切な時期に実施し、切口から腐食菌の侵入を防止する措置をとる。 ・ テング巢病などにかかった枝などは、その付け根で切除する。 ・ 樹木の枯死につながるような穿孔性害虫による被害木の調査を実施し、燻蒸殺虫処理や伐採を行う。
② 切除・伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定や伐採による整理の対象とする樹木は以下のとおりとする。 ア 枯死や腐朽の進んだもの。 イ 高木化し、史跡の外観を損ねている樹木、外来種、健全ではあるが傾くなどして危険な樹木。 ウ 現状で石垣等を破損していたり、その危険性を持つもの。 エ 石垣復元等の史跡整備工事に支障をきたすもの。 オ 予期しない自然災害等で倒木・枝折れなどしたものの。
③ 新植・補植・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽を行う場所の遺構の遺存状況や遺構面（包含層）までの深さが明らかでない場合は事前に発掘調査等を行い、遺構面までの深さを確認したうえで植栽する。 ・ 地表面から遺構面までの土層が十分でない場合は保護盛土や防根シートを施す等、遺構面への配慮を行ったうえで植栽を行う。 ・ 新植や補植を行う場合は、1本当たりの専有面積を少なくとも 30 m²以上とし、幹間隔を 6～8 mを目安にあける。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹の途中から発生している不定根は地面まで誘導することを検討する。
④ 土壌環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者によりサクラ等の周辺地盤が踏み固められることにより、根が新しく張ることができず、水分や養分を吸収しにくい状態になっていることが、樹勢衰退の原因の一つである。その対策として、以下の方法を検討する。 ア 腐葉土等の肥料を混ぜた土で盛土する。 イ ほぐした土等を再び締固めされないように、立入を制限できる箇所については、それを実施する。

(5) ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、史跡整備の進捗や周辺環境の変化、樹木の保全管理技術の進展などにあわせて、必要に応じて見直していく。

VI 各エリアの植栽・保全管理ガイドライン

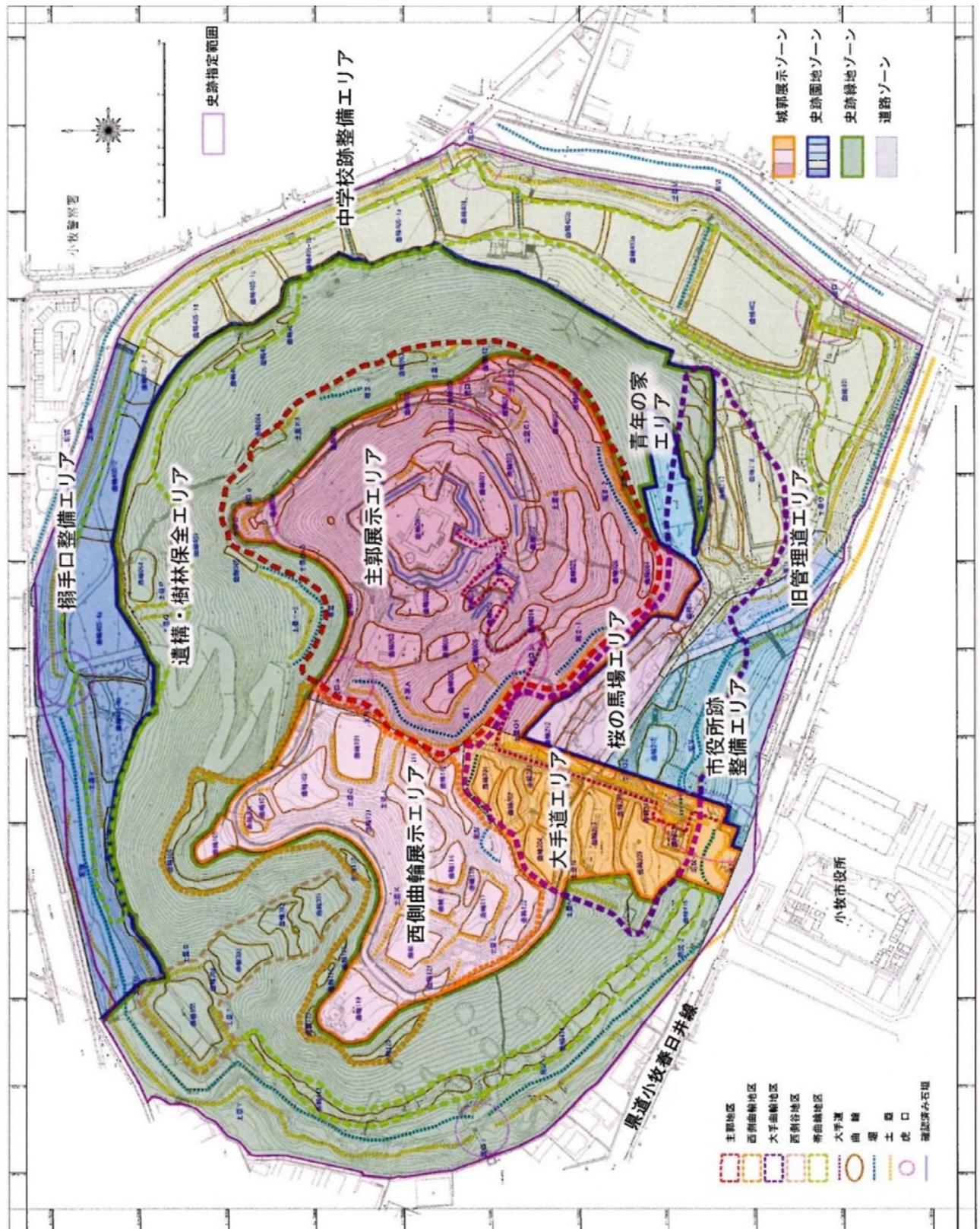
本ガイドラインにおける運用範囲は、『史跡小牧山整備基本計画』「4-2 土地利用計画と整備計画」で示した「史跡小牧山ゾーン区分図」を踏襲することとする。

それぞれのゾーン、エリアにおける景観樹木の基本的な植栽・保全管理の現時点での考え方は以下の通りとする。

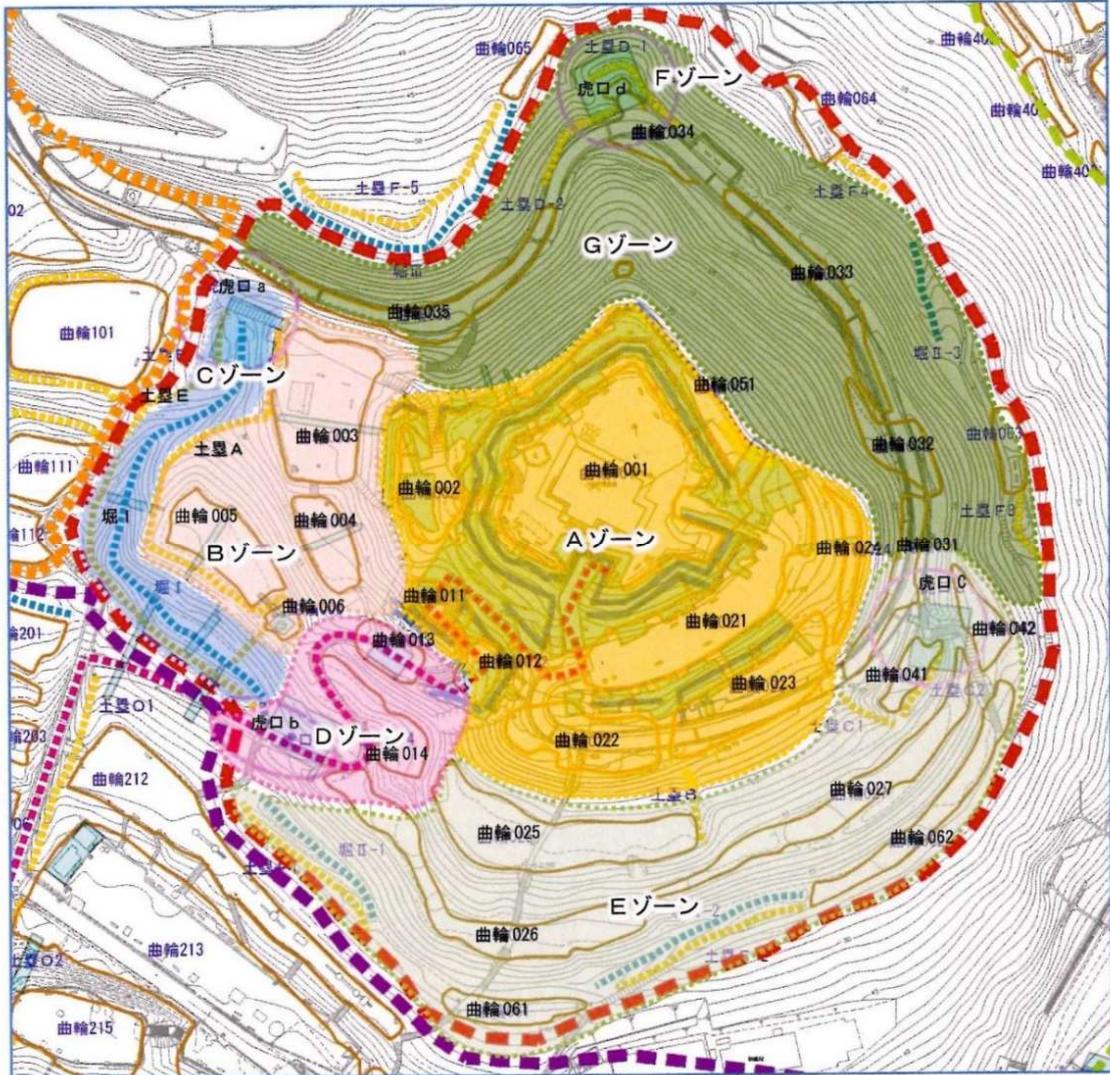
① 城郭展示ゾーン

①-1 主郭展示エリア

- ・ エリアの大部分が森林法による保健保安林に指定されている。
- ・ 現在、発掘調査成果に基づく史跡整備を行っているエリアであり、整備に伴わない「新植」や「補植」、「更新」は行わない。ただし、主郭展示エリア-Gゾーン内の斜面地など、当面整備を行う予定のない樹林地については、「新植」や「更新」を行う。
- ・ 整備に当たって植栽した樹木については現状維持に努め、現状樹木が枯死した場合は「補植」を行う。
- ・ 山頂主郭からの眺望等に支障をきたす樹木は、幹の切下げによる高さ調整や枝抜き等の剪定を行う。



史跡小牧山ゾーン区分図



主郭展示エリア内ゾーン区分図

①-2 西側曲輪展示エリア

- ・エリアの大部分が森林法による保健保安林に指定されている。
- ・土塁を伴う多数の曲輪が遺存しているエリアであり、「新植」や「補植」は行わず、現存樹木の維持管理を行う。
- ・西側曲輪展示エリアのうち、管理道沿いの斜面地や観音洞など、当面整備を行う予定のない場所においては、景観樹木の「新植」や「補植」を行う。

①-3 大手道エリア

- ・エリアのほぼ全域が森林法による保健保安林に指定されている。
- ・大手道添いのサクラは、令和6年度に実施した「史跡小牧山桜の馬場

等樹木診断委託」によりその多くが老木化・病木化していることが明らかとなっている。今後整備する可能性もあるエリアであることから、危険と判断された樹木については伐採・剪定を行うとともに、「新植」や「補植」は行わず、現状樹木の「更新」を行う。

- ・大手道西側は多数の曲輪が遺存しているエリアであるため、「新植」や「補植」は行わず、現存樹木の維持管理を行う。

② 史跡園地ゾーン

②－1 搦手口整備エリア

- ・エリアの大半が森林法による保健保安林に指定されている。
- ・昭和 63 年に都市公園として整備済のエリアである。今後再整備を行う予定は当面ないことから、景観樹木の「新植」や「補植」、「更新」を行う。

②－2 中学校跡地エリア

- ・既に整備済のエリアであるため、整備に当たって植栽した樹木については現状維持に努め、現状樹木が枯死した場合は「補植」を行う。

②－3 市役所跡整備エリア

- ・既に整備済のエリアであるため、整備に当たって植栽した樹木については現状維持に努め、現状樹木が枯死した場合は「補植」を行う。

②－4 旧管理道エリア

- ・既に整備済のエリアであるが、整備に際して景観樹木の植栽は行っていないため、今後も「新植」は行わない。

②－5 桜の馬場エリア

- ・令和 6 年度に実施した「史跡小牧山桜の馬場等樹木診断委託」によりその多くが老木化・病木化していることが明らかとなっており、早急な対策が必要である。今後、大手道エリアの整備に合わせて整備する可能性もあるエリアであることから、「新植」や「補植」は行わず、危険と判断された樹木については伐採・剪定を行うとともに、現状樹木

の「更新」を行う。

②－6 青年の家エリア

- ・現在、青年の家の廃止・建物撤去が検討されている。建物撤去後の跡地整備を検討する際に、景観樹木の「新植」について考慮する。

③ 史跡緑地ゾーン

③－1 遺構・樹林保全エリア

- ・史跡小牧山の緑地景観を構成する樹林地であり、タブノキやクスノキ等が優占する林層で、ほぼ全域が森林法による保健保安林に指定されている。タブノキやクスノキは巨木化し、樹林密度が高くなりすぎたことで、林床は下草もなく裸地化しているところもあり、裸地化による土砂の流出、遺構の棄損も考えられる。このため、高木の枝抜きや幹の切下げを行うとともに、外来種や枯損木の伐採、倒木の除去を行った際には、当該樹木に替えて景観樹木の「新植」を検討する。

VII 総括

史跡小牧山内において、平成24年に実施した園路・広場、休憩所沿いの調査では、モミジ49本、サクラ472本を確認しているが、既に述べたとおり、樹木の老木化や病木化によりその数は年々減ってきている。また、枯死には至っていないが、老木化により部分的に枝葉が枯れ、落枝の危険がある樹木が増えてきており、伐採を含めた早急な対応が求められている。

このため、史跡の保護・保全を大前提としつつも、市民の憩いの場やサクラやモミジの名所という景観資源としての価値を維持するため、本ガイドラインを基に、老木化・病木化した景観樹木の喫緊の課題への対応をしつつ、計画的にエリアごとの景観樹木の新植・補植・更新を、関係機関と協議のうえ、順次進めていく必要がある。